

# 官報

号 外  
国会会議録

令和七年四月十一日

## ○第二百十七回 参議院会議録第十二号

令和七年四月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十三号

令和七年四月十一日

午前十時開議

第一 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

一、元本院議長齋藤十朗君逝去につき哀悼の件  
以下 議事日程のとおり

### ○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

元本院議長齋藤十朗君は、去る三月十七日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることにはいたしたいと存じます

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号

が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

(総員起立)

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ、特に院議をもって永年の功労を表彰せられた。また国務大臣としての重任にあたられた。元議員従二位桐花大綬章齋藤十朗君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

### ○議長(関口昌一君) 日程第一 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(三宅伸吾君登壇、拍手)

○三宅伸吾君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際開発協会の第二十一次増資に

元本院議長齋藤十朗君逝去につき哀悼の件 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授権する規定を追加するほか、米州投資公社の第三次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うに当たり、国債で出資することを可能にしようとするものであります。

委員会におきましては、主要国による国際機関への資金拠出の動向、我が国が追加出資を行う意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、各派に属しない議員の神谷宗幣委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七  
賛成 二百三十五  
反対 二

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長柘植芳文君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(柘植芳文君登壇、拍手)

○柘植芳文君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防止等のための仕組みの整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、個人事業者等に対する安全衛生対策の在り方、ストレスチェック制度の実効性確保策、高齢労働者の労働災害防止策を強化する必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して天島大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

一

一

一

一

一

一

一

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百十六

反対

二十

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長若松謙維君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔若松謙維君登壇、拍手〕

○若松謙維君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を四十七人減少しようとするものであります。

委員会におきましては、審理期間や事件動向等を踏まえた裁判所の人的体制の整備、裁判所職員

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

の勤務実態を正確に把握する必要性、家庭裁判所の充実強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百十九

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第四 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長和田政宗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔和田政宗君登壇、拍手〕

○和田政宗君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、洋上風力発電の導入促進に向けた政府の取組、発電コストの現状と今後の見通し、環境に配慮した発電事業実施の必要性、発電設備に係る国内調達比率引上げに向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十五

反対

一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口昌一君
副議長	長浜博行君

伊藤岳君	吉良よし子君
松野明美君	仁比聡平君
中条きよし君	大門実紀史君
柳ヶ瀬裕文君	岩渕友君
山添拓君	串田誠一君
紙智子君	井上哲士君
倉林明子君	高木かおり君
山下芳生君	小池晃君
石井苗子君	山口和之君
猪瀬直樹君	柴田巧君
金子道仁君	竹内真二君
青島健太君	高橋次郎君
窪田哲也君	梅村みずほ君
安江伸夫君	高橋光男君
嘉田由紀子君	下野六太君
塩田博昭君	藤巻健史君
三浦信祐君	宮崎勝君



決算委員

石田 昌宏君 補欠 石田 昌宏君

太田 房江君 補欠 太田 房江君

川田 龍平君 補欠 川田 龍平君

串田 誠一君 補欠 串田 誠一君

柳ヶ瀬裕文君 補欠 柳ヶ瀬裕文君

山口 和之君 補欠 山口 和之君

行政監視委員 古賀 千景君 補欠 古賀 千景君

議院運営委員 白坂 亜紀君 補欠 白坂 亜紀君

高木かおり君 補欠 高木かおり君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員 神谷 政幸君 補欠 神谷 政幸君

古庄 玄知君 補欠 古庄 玄知君

藤井 一博君 補欠 藤井 一博君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済及び地方に関する調査会 理事 中条きよし君 (中条きよし君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第五六号)

外交防衛委員会に付託

港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

国土交通委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書(野田国義君提出)(第九四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本政府が中国と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八一号)

公益通報の濫用の通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八二号)

医療DXと保険者機能強化に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八三号)

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八四号)

保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八五号)

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八六号)

原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八七号)

犬肉の輸入統計に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第八八号)

犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第八九号)

トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第九〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路法等の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 進藤金日子君 補欠 進藤金日子君

福岡 資麿君 補欠 福岡 資麿君

小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

赤池 誠章君 補欠 赤池 誠章君

越智 俊之君 補欠 越智 俊之君

三原じゅん子君 補欠 三原じゅん子君

本田 顕子君 補欠 本田 顕子君

山崎 正昭君 補欠 山崎 正昭君

小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

赤池 誠章君 補欠 赤池 誠章君

堀井 巖君 補欠 堀井 巖君

越智 俊之君 補欠 越智 俊之君

三原じゅん子君 補欠 三原じゅん子君

本田 顕子君 補欠 本田 顕子君

山崎 正昭君 補欠 山崎 正昭君

小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

赤池 誠章君 補欠 赤池 誠章君

堀井 巖君 補欠 堀井 巖君

越智 俊之君 補欠 越智 俊之君

三原じゅん子君 補欠 三原じゅん子君

本田 顕子君 補欠 本田 顕子君

山崎 正昭君 補欠 山崎 正昭君

小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

赤池 誠章君 補欠 赤池 誠章君

堀井 巖君 補欠 堀井 巖君

越智 俊之君 補欠 越智 俊之君

三原じゅん子君 補欠 三原じゅん子君

本田 顕子君 補欠 本田 顕子君

山崎 正昭君 補欠 山崎 正昭君

小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

赤池 誠章君 補欠 赤池 誠章君

堀井 巖君 補欠 堀井 巖君

越智 俊之君 補欠 越智 俊之君

三原じゅん子君 補欠 三原じゅん子君

本田 顕子君 補欠 本田 顕子君

山崎 正昭君 補欠 山崎 正昭君

小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

赤池 誠章君 補欠 赤池 誠章君

堀井 巖君 補欠 堀井 巖君

経済産業委員 辞任 牧野たかお君 補欠 牧野たかお君

塩田 博昭君 補欠 塩田 博昭君

猪瀬 直樹君 補欠 猪瀬 直樹君

国土交通委員 辞任 中条きよし君 補欠 中条きよし君

予算委員 辞任 小野田紀美君 補欠 小野田紀美君

本田 顕子君 補欠 本田 顕子君

山口 和之君 補欠 山口 和之君

決算委員 辞任 白坂 亜紀君 補欠 白坂 亜紀君

古賀 千景君 補欠 古賀 千景君

高木かおり君 補欠 高木かおり君

松野 明美君 補欠 松野 明美君

行政監視委員 辞任 羽田 次郎君 補欠 羽田 次郎君

議院運営委員 辞任 太田 房江君 補欠 太田 房江君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員 辞任 滝沢 求君 補欠 滝沢 求君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

猪瀬 直樹君 補欠 猪瀬 直樹君

松沢 成文君 補欠 松沢 成文君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二十七号) 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号) 審査報告書

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 審査報告書 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 審査報告書

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号) 審査報告書

審査報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月十日

財政金融委員長 三宅 伸吾

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際開発協会及び米州投資公社に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなるに伴い、我が国の国際開発協会への出資額を増額するための措置及び米州投資公社へ国債で出資することを可能とするための措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う国際開発協会への追加出資限度額は四千六百四十一億五千七百万円である。

なお、米州投資公社に対する追加出資については、令和七年度一般会計予算の予算総則において、令和七年度の出資限度額を百九十二億六千七百五十万円と定めている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。

二 国際機関への資金拠出を行うに当たっては、多額の資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよう最大限努力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

三 国際機関の活動や我が国の貢献について、日本語表記を含めた広報活動及び情報公開をより一層充実させ、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。

四 我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う重要なポストの獲得に尽力すること。

五 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間による当該債務データの共有を促進するとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけること。

六 世界情勢が大きく変化する中、あらゆる人々が恐怖と欠乏から解放されるような社会づくりである「人間の安全保障」を実現していくことは重要であることから、「人間の安全保障」の視点に立った国際支援を実施するよう努めるとともに、諸外国に対し開発援助による国際協力を安定的かつ持続的に取り組む必要性を強く呼びかけること。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月三日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部改正

第一条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

22 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千六百四十一億五千七百万円の範囲内において、出資することができる。

(米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和六十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(出資額)」を付し、本則に次の二条を加える。

(国債による出資等)

第二条 政府は、前条第二項の規定により米州投資公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもって表示する国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「米州投資公社」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第三条 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項(他業の禁止)の規定にかかわらず、米州投資公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月十日

厚生労働委員長 柘植 芳文

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高年齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機

械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防止等のための仕組みの整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

二、新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。

三、労働災害防止の取組は現場の労使が一体となつて協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要

事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。

四、個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対して規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。

五、本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

六、過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によつて労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。

七、ストレスチェック制度の効果を高めるため、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

八、ストレッチエックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。

九、化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組みすること。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十、成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

十一、登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

十二、高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

十三、身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

十四、重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応すること。

十五、本法の円滑な施行を確保するため、労働基

準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

十六、第十四次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年三月十四日 内閣総理大臣 石破 茂

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法の一部改正 (労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第三条第三項中「注文者等」を「注文者その他の」に、「工期」を「作業方法、工期、納期」に、「そこなう」を「損なう」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第四十五条第二項中「ときは」の下に「当該事業者(事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は」を、「労働者で」の下に「当該を加え、又は」を「若しくは」に改

め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「による自主検査」の下に「特定自主検査を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。  
第五十三条第一項第五号中「及び」を「又は」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改め、同項第三号中「第一号」を「前二号のいずれか」に改める。

第五十四条の四に次の一項を加える。  
2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従って特定自主検査を行わなければならない。

第五十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。  
三 前条の規定による命令に違反したとき、第五章第一節中第五十四条の六を第五十四条の七とし、第五十四条の五の次に次の一項を加える。

第五十四条の六 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十六条の次に次の一項を加える。  
(技能講習修了証の不正交付等への対処)  
第七十六条の二 何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2 都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を

不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十六条第二項第二号 二年  
二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間)

第七十七条第三項の表第五十二条の二の項中「第七十七条第六項又は第七項」を「第七十七条第七項又は第八項」に改め、同表第五十三条第一項第二号の項中「第七十七条第六項若しくは第七項」を「第七十七条第七項若しくは第八項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第五十三条第一項第五号 第五十二条又は第五十二条の二  
第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項

第七十七条第七項中「前条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録講習機関に対して、前項において準用する第五十三条第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。

第五十八条中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改める。  
第二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「百条」を「第百条の二」に改める。  
第二条第四号中「を」は「握」を「作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。」を「把握」に改める。

第七十七条第三項中「字句と」を「字句」に改め、同項の表第四十六条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間)

第四号中「労働者」の下に「及び労働者以外の者で労働者と同じの場所において仕事の作業に従事するもの」を加える。  
第九条中「事業者、事業者の」を「事業を行う者、その」に改める。

第十五条第一項中「その労働者及び」を「当該一の場所において、その労働者である作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。)(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。及び」に、「すべて」を「全て」に、「労働者が当該場所において」を「に係る作業従事者が」に、「労働者の作業を」を「作業従事者の作業」に改め、同項ただし書中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第十五条の三第一項中「労働者及び」を「労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)

及び」に、「の労働者が」を「に係る作業従事者

が」に、「これらの労働者を」これらの作業従事者」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十五条の二第一項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十六条及び第二十七条第一項中「労働者」の下に「及び労働者」と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者」を加える。

第二十九条第一項及び第二項中「の労働者」を「に係る作業従事者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「その労働者」を「関係請負人に係る作業従事者」に改める。

第二十九条の二中「の労働者」を「に係る作業従事者」に改める。

第三十条第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)」を加え、「の労働者」を「に係る作業従事者」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「の労働者」を「に係る作業従事者(労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に、「第一項の」を「同項の」に改める。

第三十条の二第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)」を加え、「の労働者」を「に係る作業従事者」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改める。

第三十条の三第一項及び第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改め、同条の

次に次の一条を加える。

(作業場所管理事業者の講ずべき措置)  
第三十条の四 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの(以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。)は、

その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(当該仕事が数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。

第三十一条第一項中「すべて」を「全て」に、「第三十一条の四において同じ。」の労働者を「に係る作業従事者(労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)」に改め、「当該労働者の」を削る。

第三十一条の三第一項中「の労働者が」を「又は個人事業者(事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。)に係る作業従事者(労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十一条の四中「その請負人」の下に「(仕事为数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)」を加え、「の労働者を労働させた」を「に係る作業従事者が作業を行った」に改める。

第三十二条第七項中「第五項」を「第六項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、「の元方事業者等」の下に、「第三十条の四第一項の作業場所管理事業者」を加え、「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「受けた事業者」を「受けた者」に改め、同条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を、「とき」の下に、「又は二以上の個人事業者のみに貸与するとき」を加える。

第三十一条の四中「その請負人」の下に「(仕事为数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)」を加え、「の労働者を労働させた」を「に係る作業従事者が作業を行った」に改める。

第三十二条第七項中「第五項」を「第六項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、「の元方事業者等」の下に、「第三十条の四第一項の作業場所管理事業者」を加え、「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「受けた事業者」を「受けた者」に改め、同条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を、「とき」の下に、「又は二以上の個人事業者のみに貸与するとき」を加える。

第三十六条中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行つた当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

第三十八条第一項中「特定機械等を製造し」を「特定機械等(別表第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。)を製造し」に、「当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。))を「登録設計審査等機関」に改め、同項ただし書中「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行つた当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

第三十八条第一項中「特定機械等を製造し」を「特定機械等(別表第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。)を製造し」に、「当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。))を「登録設計審査等機関」に改め、同項ただし書中「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第三十九条第一項中「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。

2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3 事業者(厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。)又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、その代

めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行つた当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

表者又は役員)である作業従事者(以下「作業従事役員等」という。)は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

第四十三條の二中「第四十二條の機械等」を「第四十二條第一項の機械等」に改め、同条第二号中「第四十二條」を「第四十二條第一項」に改め、「第四号」の下に「及び別表第四十四号」を加える。

第四十四條第一項及び第四十四條の二第一項中「第四十二條」を「第四十二條第一項」に改める。

第四十五條第二項を次のように改める。

2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておくなければならない。

第四十五條第五項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「特定自主検査」という。)は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行われなければならない。

- 一 事業者 当該事業者(当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四條の三第一項に規定する登録を受け、他人の求め

に応じて機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させる方法

二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

第四十六條の見出し中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第一項中「第三十八條第一項の規定による」を「第三十七條第三項の」に改め、「ところにより」の下に「次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて」を加え、「区分ごと」に、製造時等検査を「地域の区分ごと」に、設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査及び製造時等検査
- イ 別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等
- ロ 別表第一第四号に掲げる機械等
- ハ 別表第一第八号に掲げる機械等
- ニ 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査
- イ 別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等
- ロ 別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等

第四十六條第三項第四号中「特別特定機械等」を「特定機械等」に改め、同号イ中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「検査員であつて」を「製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて」に、「者が」を「ものが」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「製造時等検査」を「製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査」に改め、「ところにより」の下に「の数」を加

え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第五」を「製造時等検査を行う者にあつては、別表第五の上欄に掲げる機械等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 設計審査を実施する者(別表第四の二第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員」という。)の数が同表第二号に掲げる数以上であること。
- 二 審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものであること。

第四十六條第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第四十七條の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第二項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、検査員を「検査員」に改め、同条第三項中「登録製造時等検査機関は、公正に、かつ」を「登録設計審査等機関は」に改め、「特別特定機械等」を削り、「ものに適合する方法により製造時等検査」を「部分及び厚生労働大臣が定める方法に従つて、かつ、公正に設計審査等」に改め、同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十七條の二中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「変更しようとする日」を「変更した日」に、「変更しようとする日の二週間前まで」を「変更の日から二週間以内」に改める。

第四十八條第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第四十九條中「登録製造時等検査機関は、製造時等検査」を「登録設計審査等機関は、設計審査等」に改める。

第五十條第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査」を「設計審査等」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査」を「登録設計審査等機関が設計審査等」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第五十一條の見出し中「検査員」を「審査員又は検査員」に改め、同条中「登録製造時等検査機関は」を「登録設計審査等機関は、審査員又は」に改める。

第五十二條中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第五十二條の二中「登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関)」を「登録設計審査等機関(外国登録設計審査等機関)」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第五十二條の三「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

令和七年四月十一日 参議院會議録第十二号 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

第五十三条第一項中「登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関)を「登録設計審査等機関(外国登録設計審査等機関)に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「外国登録製造時等検査機関が次の」を「外国登録設計審査等機関が次の」に改め、同項第三号中「外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第三項中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。  
第五十二条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第五十三条の三中「第四十六条及び」を「第四十六条第一項各号に係る部分に限る。」及び第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。を(除く。)及びに改め、「おいて」の下に、「第四十七条見出しを含む。」から第五十条まで及び前条(見出しを含む。)の規定中「設計審査等」とあるのは「性能検査」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十一条第二項
製造時等検査を行う者にあるの区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	次各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	厚生労働省令で定める区分
設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)	設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)	第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)
第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第八
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行うもの	性能検査を行うもの
第四十六条第三項第五号	つては、製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査
	別表第六第一号	同表の中欄
	同表第二号	同表の下欄
	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検査員
	別表第七	別表第十

第四十六条第三項第六号	製造時等検査の	性能検査の
第四十六条第四項	設計審査等	性能検査
第四十七条第二項	登録設計審査等機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条第四項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは	性能検査を行うときは、
第四十九条	製造時等検査	性能検査
第五十一条(見出しを含む。)	あらかじめ	休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十二条	審査員又は検査員	検査員
第五十二条	設計審査等の	性能検査の
第五十二条の二	設計審査等の	性能検査の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の	性能検査の
前条(見出しを含む。)	都道府県労働局長	労働基準監督署長
第五十四条中「第四十六条及び」を「第四十六条(第一項各号に係る部分に限る。及び第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。を)を除く。及び」に改め、「おいて」の下に、「第四十七条(見出しを含む。)	から第五十条まで及び第五十三条の二(見出しを含む。)	の規定中「設計審査等」とあるのは「個別検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録個別検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。
第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十四条第一項
次各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	第三十七条第三項	厚生労働省令で定める区分

第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第十一
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査 別表第六第一号 検査員 同表第二号 製造時等検査を行う者にあつては、検査員	個別検定を行うもの 別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定 同表の中欄 検査員 同表の下欄 検定員
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検定員
第四十六条第三項第六号	製造時等検査の 特定機械等 設計審査等	個別検定の 第四十四条第一項の政令で定める機械等 個別検定
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿	登録個別検定機関登録簿
第四十七条第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	個別検定を行うときは、検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分	第四十四条第三項の基準
第四十七条第四項	製造時等検査 検査方法	個別検定 検定方法
第五十一条(見出しを含む)	審査員又は検査員	検定員

第五十二条	設計審査等の 設計審査等を 設計審査等の	個別検定の 個別検定を 個別検定の
第五十二条の二	設計審査等の 設計審査等の	個別検定の 個別検定の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の 設計審査等の	個別検定の 個別検定の
第五十三条の二(見出しを含む)	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第十四
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	型式検定を行うもの 型式検定
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第六第一号 検査員	別表第十五第一号 検定員
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検定員
第四十六条第三項第五号	別表第七	別表第十六

第五十四条の二中「第四十六条及び」を「第四十六条第一項(各号に係る部分に限る。)及び第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)を除く。)及び」に改め、「おいて」の下に、「第四十七条見出しを含む)から第五十条まで及び第五十三条の二見出しを含む)の規定中「設計審査等」とあるのは「型式検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項  
第三十七条第三項  
第四十四条の二第一項

次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分

設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

第四十六条第三項第六号	検査員を 製造時等検査の 特定機械等	検査員を 型式検定の 第四十四条の二第一項の政令で定め る機械等	康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生 労働省令で定める化学物質である成分に限 る。の情報が、秘密として管理されている製 品の情報その他の事業活動に有用な情報であ つて、公然と知られていないものである場合 には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又 は提供する相手方にあらかじめ明示した上 で、当該成分の化学名における成分の構造又 は構成要素を表す文字の一部を省略し、若し くは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定 める事項(以下「代替化学名等」という。)を定 め、これを通知することをもつて前二項の規 定による通知に代えることができる。
第四十六条第四項	設計審査等 登録設計審査等機関登録簿	型式検定 登録型式検定機関登録簿	4 前項の規定に基づき代替化学名等の通知を 行つた者(次項及び第百三条第四項において 「代替化学名等通知者」という。)は、厚生労働 省令で定めるところにより、当該通知に係る 通知対象物の成分、通知した代替化学名等そ の他の厚生労働省令で定める事項を記録しな ければならない。
第四十七条第二項	設計審査を行うときは審査 員にこれを実施させ、製造 時等検査を行うときは検査 員	型式検定を行うときは、検定員	5 代替化学名等通知者は、通知対象物による 健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場 合において、医師による診断、治療その他の 厚生労働省令で定める行為のために必要があ るときは、当該医師の求めに応じて、厚生労 働省令で定めるところにより、当該通知対象 物の成分の情報を当該医師に開示しなければ ならない。
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準の うち構造に係る部分	第四十四条の二第三項の基準	6 第三項の規定により通知対象物の成分につ いて代替化学名等を通知された者は、当該通 知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、 当該通知対象物の成分について代替化学名等 を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、 又は提供する相手方にあらかじめ明示した上 で、代替化学名等を通知することをもつて第 一項又は第二項の規定による通知に代えるこ とができる。この項の規定により代替化学名
第四十七条第四項	製造時等検査 検査方法	型式検定 検定方法	7 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき 措置に関して、その適切かつ有効な実施を図 るため必要な指針を公表するものとする。
第五十一条(見出しを含む。)	審査員又は検査員	検定員	8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替 化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図る ため必要な指針を公表するものとする。
第五十二条	設計審査等の 設計審査等の 設計審査等の	型式検定の 型式検定の 型式検定の	9 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知 対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行う ことができる。
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の 設計審査等の	型式検定の 型式検定の	10 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき 措置に関して、その適切かつ有効な実施を図 るため必要な指針を公表するものとする。
第五十三条の二(見出しを含む。)	都道府県労働局長	厚生労働大臣	11 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき 措置に関して、その適切かつ有効な実施を図 るため必要な指針を公表するものとする。
第五十四条の三第二項第一号中「若しくは第二項を」から第三項まで」に改める。 第五十四条の四第二項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改める。 第五十七条の二第二項中「提供する者」の下に「次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。」を加え、同条第二項中「通知対象物を譲渡し、又は	提供する者を「通知対象物譲渡者等」に、「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の二」を「第一項及び第二項の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。 3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分(労働者に危険又は健	提供する者を「通知対象物譲渡者等」に、「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の二」を「第一項及び第二項の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。 3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分(労働者に危険又は健	等を通知された者についても、同様とする。 第五十七条の二に次の二項を加える。 8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 9 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。 第五十九条に次の一項を加える。 4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 第六十条の二第一項中「前二条」の下に「第五十九条第四項を除く。」を加え、「者に」を「労働者に」に改め、同条第三項中「事業者」を「事業者を行う者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第五十九条第四項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。 第六十二条の次に次の一条を加える。 (高年齢者の労働災害防止のための措置) 第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業



第五十三条の二第二項	設計審査等	当該第十四条又は第六十一条第一項の技能講習	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
------------	-------	-----------------------	---------------------

第七十七条第六項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第九十六条第三項中、「登録製造時等検査機関」を、「登録設計審査等機関」に、「(外国登録製造時等検査機関)」を「(外国登録設計審査等機関)」に、「(外国登録製造時等検査機関等)」を「(外国登録設計審査等機関等)」に改める。

第九十七条の見出し中「労働者」を削り、同条第一項中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 注文者、機械等貸与者その他第一項の作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第九十八条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「(請負人又は)」の下に「(機械等若しくは)」を加える。

第九十九条第一項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第一百条第一項中「建築物貸与者」の下に、「(通知対象物譲渡者等)」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、第十章に次の一条を加える。

(災害状況の調査)

第一百条の二 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因し

て作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の調査のために必要となるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

第一百一条第四項中「により通知された事項」の下に「(同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。)」を加える。

第一百三十三条第一項中「規定」の下に「(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。)」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の二第四項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

第一百十二条第一項第四号中「登録製造時等検

査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第四号の二中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同条第五号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第一百十二条の二第二項中「官報で告示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第一号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同条第四号及び第六号中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第一百五十五条の三第一項中「製造時等検査」を「設計審査等」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第一百六条及び第一百七十条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第一百八条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第一百九条中「者」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改め、「第九十七条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十七条の二第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

別表第四の二(第四十六条関係)

一 条件

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業者」という。)で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行うおととする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものであること。

第二百二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に、「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項」に改め、「第一百三十三条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第二百一十一条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

第二百二十三条第一号中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改める。

附則第四条を削る。

別表第一中「第三十七条」の下に、「第三十八条」を加える。

別表第四に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げるもののほか、第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの。

別表第四の次に次の二表を加える。

設計審査を行うおとす機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。
別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等	別表第一第三号及び第五号に掲げる機械等	イ 特定機械等の構造
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	ロ 材料及び試験方法
別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等	別表第一第六号及び第七号に掲げる機械等	ハ 工作及び試験方法
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	ニ 附属装置及び附属品
		ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準
		(2) 登録設計審査等機関が行うものであること。

□ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校等卒業者」という。)で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行うおとす機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数  
年間の設計審査の件数を五十で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)

別表第四の三(第四十六条関係)

- 一 工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行うおとす特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行うおとす機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。
  - 二 工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行うおとす特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行うおとす機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。
  - 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
- 別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五(第四十六条関係)

機 械 等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外観検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第六(第四十六条関係)

一 条件

イ 工学関係高等学校等卒業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとす機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

製造時等検査を行うおとす機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	イ 特定機械等の構造
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	ロ 材料及び試験方法
		ハ 工作及び試験方法
		ニ 附属装置及び附属品
		ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準
		(2) 登録設計審査等機関が行うものであること。

□ 工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとす機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数  
年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)



別表第二十中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

(作業環境測定法の一部改正)

第三条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「適正な作業環境」の下に「及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行」を加える。

第二条第七号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「定める作業場」を「定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

第三条第一項中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加える。

第四条中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加え、「同条第二項」を「同法第六十五条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

第五条中「修了した者」の下に「であつて厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験を有するもの」を加え、「者で、」を「者であつて」に改める。

第九条第二項中「を提出する場合」を削り、「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する厚生労働省令で定める者)」

該当する者にあつては、これらに代わるべき書面を提示しなければ」を「その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければ」に改める。

第十五条第一号中「で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削り、同条第二号中「で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削る。

第二十二条第一項及び第三項、第二十九条第二項、第三十条第二項並びに第三十一条第二項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「官報で」を削る。

第三十二条第三項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第五項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第三十四条第一項中「第四十七条第一項中「製造時等検査」を「第四十七条第一項中「設計審査等」に改め、「同条第二項中」の下に「設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、」を加え、同条第二項中「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する厚生労働省令で定める者)」に「書面を添付」を「書面」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働安全衛生法第三条第三項及び第五十三条第一項第五号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という。第四十五条第三項の改正規定(第二項)の下に「及び第三項」を加える部分に限る。並びに同条第四項及び第五項の改正規定 令和八年一月一日

三 第二条中労働安全衛生法第二条第四号の改正規定、同法第六十五条の四を同法第六十五条の五とし、同法第六十五条の三を同法第六十五条の四とし、同法第六十五条の二の次に一号を加える改正規定及び同法第六十九条第一号の改正規定(第六十五条の五)に改める部分に限る。及び第三条の規定(作業環境測定法第二十二条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十四条第一項の改正規定を除く)並びに附則第十一条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十四号(一)の改正規定及び附則第十三条中労働者派遣法第四十五条第三項の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く)、同条第六項の改正規定及び労働者派遣法第四十七条第一項の改正規定 令和八年十月一日

四 第二条中労働安全衛生法の目次の改正規定及び同法第十章に一条を加える改正規定及び附則第十四条中労働者派遣法第四十五条の改正規定(同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改める部分に限る。) 令和九年一月一日

五 第二条中労働安全衛生法第三十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定(同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削る部分、同条第六項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分及び同条第七項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分を除く)、同法第三十六条及び第四十二条の改正規定、同法第四十三条

の二の改正規定(同条第二号中「第四号」の下に「及び別表第四十四号」を加える部分を除く)、同法第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第四十五条、第五十四条の三第二項第一号、第五十四条の四第二項、第五十九条及び第六十条の二の改正規定、同法第九十九条第一号の改正規定(第五十九条第三項)の下に「若しくは第四項」を加える部分に限る。並びに同法第二百一十号第一号の改正規定(第三十二条第一項から第六項まで)を「第三十二条第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に改める部分及び「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める部分に限る。及び附則第十四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)。 令和九年四月一日

六 第二条中労働安全衛生法附則第四条を削る改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中労働安全衛生法第五十七条の二第二項の改正規定(通知するよう努めなければ)を「通知しなければ」に改める部分に限る。及び同法第九十九条第四号を同法第五号とし、同条第三号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(登録設計審査等機関の登録に関する準備行為) 第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下「新労働安全衛生法」という。)第三十七條第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新労働安全衛生法第四十六条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十六条第二項から第四項まで及び第九十二条の二第一項第一号に係る部

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号

分に限る。)の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、それぞれ新労働安全衛生法第三十七条第三項の登録及び新労働安全衛生法第一百二十二条の二第一項の規定による公示とみなす。

(登録設計審査等機関の業務規程に関する準備行為)

第三条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日以前においても、新労働安全衛生法第四十八条の規定の例により業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同条の規定による届出とみなす。

(指針に関する準備行為)

第四条 厚生労働大臣は、施行日以前においても、新労働安全衛生法第五十七条の二第八項の規定の例により、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、又は新労働安全衛生法第六十二条の二第二項の規定の例により、事業者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、それぞれ定め、公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された指針は、施行日においてそれぞれ新労働安全衛生法第五十七条の二第八項又は第六十二条の二第二項の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(製造時等検査及び検査証に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた第二条の規定による改正前の労働安全衛生法(以下「旧労働安全衛生法」という。)第三十八条第一項の規定による製造時等検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付された検査証(前項の規定

によりなお従前の例によることとされた製造時等検査の申請に係るもの及び次条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付されたものを含む。)は、新労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付されたものとみなす。

(登録製造時等検査機関に関する経過措置)

第六条 施行日において現に旧労働安全衛生法第三十八条第一項の登録を受けている登録製造時等検査機関は、労働安全衛生法第四十六条の二第一項の規定による期間が経過するまでの間は、当該登録に係る製造時等検査を行うことができる。この場合において、旧労働安全衛生法第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第一項、第四十六条第三項及び第四項並びに第四十七条から第五十三条の二までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

2 施行日前にされた旧労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消し(前項の規定によりなお効力を有することとされる旧労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消しを含む。)は、労働安全衛生法第四十六条第二項の適用については、それぞれ新労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消しとみなす。

(技能講習及び技能講習修了証に関する経過措置)

第七条 施行日において現に旧労働安全衛生法第七十六条第一項に規定する技能講習(旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に限る。)を受講しており、かつ、修了していない者に係る技能講習については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により交付された技能講習修了証(旧

労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に係る技能講習に係るものに限る。)は、新労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により交付されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十三号中「ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定制機関若しくは登録型式検定制機関」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定による」に改め、同号(一)中「昭和四十七年法律第五十七号」を削り、同号(三)中「第三十八条第一項(登録製造時等検査機関)を」第三十七条第三項(登録設計審査等機関)に改め、同表第八十四号(一)中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の公布の日から施行日の前日

までの間に受ける附則第二条第二項の登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法の規定の適用については、同法別表第一第八十三号中「登録性能検査機関」とあるのは、「登録設計審査等機関、登録性能検査機関」と、同号(三)中「除く。」とあるのは「除く。」又は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第二条第二項(登録設計審査等機関の登録に関する準備行為)の登録」とする。

(労働者派遣法の一部改正)

第十三条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十二条」の下に「第六十二条の二」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第四項中「同項」の下に「及び同条第三項」を加え、同条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第十五項中「事業者」とあるのは「事業者」を「事業者を行う者」とあるのは「事業者を行う者」に、「を含む。」以下この条において同じ。」「を含む。」に、「を含む。」に、「第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条」を削り、「事業者を含む。」と、「第九十九条第一項」を削り、「事業者を含む。」と、「第九十九条」を削り、「事業者を含む。」と、「第三十四条及び第九十九条第一項中「事業者を行う者」とあるのは「事業者を行う者(派遣先の事業者を含む。)」と、同法第三十二条第四項中「請負人」とあるのは「請負人(派遣先の事業者を含む。)」とを加え、「の労働者」とあるのは「労働者」を「(労働者)とあるのは「労働者」に改め、「派遣中の労働者」という。」を含む。」の下に「以下この項において同じ」を加え、「第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項」を削り、「労働者を含む。」と」の下に

「同法第三十一条の四、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第九十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者(派遣中の労働者を含む。)」とを、「第百三条第一項中」この法律又はこれに基づく命令の規定」の下に「(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。)」を加え、「又はこれに基づく命令の規定(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。)」に改める。

第四十七條第一項中「労働安全衛生法第六十五條第一項を「第三項まで」に改める。  
第十四條 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「第六十條の二」の下に「(第二項を除く。)」を加え、同條第三項中「第三十條の三まで」を「第三十條の四まで」に、「並びに第三十條の三第一項及び第四項」を「第三十條の三第一項及び第四項並びに第三十條の四第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「含む。」「と」の下に、「同法第三十條の四第二項中「第三十條の二第一項」とあるのは「第三十條の二第一項(これらの規定が労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。)」とを加え、同條第四項中「第四十五條第二項」を「第四十五條第三項第一号」に、「及び同條第三項」を「及び同條第四項」に改め、同條第五項中「第四十五條第二項及び第三項」を「第四十五條第三項及び第四項」に改め、同條第十五項中「第百條から第百二條まで」を「第百條、第百一條、第百二條」に改め、「事業者(派遣先の事業者を含む。)」との下に、「同法第三十二條第四項中「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者(派遣先の事業者を含む。)」とを加え、「第三十二條第四項中」を「第三十二條第五項中」に、「第三十二條第四項、第六項及び第七項」を「第三十二條第五項、第七項

及び第八項」に改め、同條第十六項中「第四十五條第一項若しくは第二項」を「第四十五條第一項から第三項まで」に改める。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。  
令和七年四月十日  
法務委員長 若松 謙維  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

費用  
本法施行に伴い、令和七年度において、裁判官以外の裁判所の職員の員数減少により減額となる経費は二億三千八百四十九万円である。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組みとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。  
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確

にすること。  
三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見直しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。

四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。  
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。  
六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。  
七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。  
八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル

ル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。  
右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
令和七年三月十八日  
衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附則  
第二条中「二万七千七百十三人」を「二万六千六百六十六人」に改める。  
審査報告書  
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
令和七年四月十日  
内閣委員長 和田 政宗  
参議院議長 関口 昌一殿

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 国際基準にのっとった生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。

二 環境に十分に配慮した洋上風力発電事業を推進するため、事業者の協力を得ながら、環境影響評価図書の常時公開や事業開始後の適切なモニタリングの実施とその情報公開に向けた制度の見直しを検討すること。

三 公募占用計画等に記載される、事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備設置や維持管理を通じて取得する情報について、目的外に利用することがないよう、事業者の情報管理体制について関係府省庁が適宜チェックすること。

四 事業者が洋上風力のサブライチエーン調査を行うことができるよう、他事例等を参考に、助言をする等のサポート体制を構築すること。

五 海洋環境等の保全の観点から環境省が行う調査が十分なものとなるよう、必要な予算と人員体制を確保すること。

六 募集区域の検討・指定や洋上風力発電の計画

に関する情報が、その海域で漁を行う漁業関係者に速やかに伝わるよう、都道府県に対する情報提供を徹底すること。

七 募集区域の指定の段階において洋上風力発電が漁業や環境に及ぼす影響について、利害関係者の理解を十分に得た上で当該区域が指定されるよう、意見聴取、関係機関との協議等の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八 促進区域の検討・指定に対し、各地で地域住民による反対運動が起きていることに鑑み、促進区域の検討に当たっては、府省庁横断的な組織の下で調整を進め、住民への情報提供を十分にを行うとともに、住民の理解を得られるよう基礎自治体と緊密に連携し、合意形成プロセスを進めるよう徹底すること。また、大臣許可漁業団体や他県からの入会漁業者など地域と間接的に関連し得る関係漁業者が存在する実態に鑑み、案件形成に当たり、国が積極的に調整を図っていくこと。

九 洋上風力発電を始めとする我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると依然として高いことに鑑み、再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、発電コストに係る国民負担の抑制を図るため、将来を見据えて電源別の発電コストの検証を随時行うこと。

十 再生可能エネルギーによる発電を促進するに当たっては、電力の安定供給のために既存のエネルギーによる発電の調整力が一定程度求められるもの、これに伴う社会全体でのコストの最小化を図られるよう努めること。

十一 再生可能エネルギー電源の送電線への接続が増加することを想定し、電力事業者等による送配電網の整備及びそれを支える人材の確保・育成について支援を行うこと。

十二 将来的に、遠方にある排他的経済水域(EZ)に設置する上での課題が技術開発によつ

て解決することを前提に、風車の全エネルギーを系統接続によらない手段により輸送できる制度を検討すること。  
右決議する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
令和七年三月七日  
内閣総理大臣 石破 茂

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律  
目次を次のように改める。

目次  
第一章 総則(第一条―第五条)  
第二章 基本方針(第六条)  
第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置  
第一節 総則(第七条―第九条)  
第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等(第十条―第十五条)  
第三節 公募占用計画の認定等(第十六条―第二十六条)  
第四節 監督等(第二十七条―第三十条)

第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置  
第一節 排他的経済水域における禁止行為(第三十一条)

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定(第三十二条)  
第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る飯の地位を付与する処分等(第三十三―第三十五条)

第四節 協議会(第三十六条)  
第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等(第三十七―第三十九条)  
第六節 許可事業者の義務等(第四十条―第四十三条)

第七節 雑則(第四十四条―第四十八条)  
第五章 雑則(第四十九条―第五十二条)  
第六章 罰則(第五十三条―第五十八条)

附則  
第一条中、「基本方針の策定」を削り、「講ずる」の下に「とともに、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定める」を加える。

第二条第四項中「第八条第一項第四号において」を「以下」に改め、同条第五項中「のうち第八条第一項」を「において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として第十条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域をいう。

7 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域

において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第三十二条第一項の規定により指定された区域をいう。  
第三条中に係る海域の利用及び、関係地方公共団体」を削る。

第四条第一項中「に係る海域の利用の促進」を削り、同条第二項中「に係る海域の利用を削り、同条第三項中「に係る海域の利用の促進」を削る。  
第五条を削る。

第六条中「及び関係地方公共団体」及び「に係る海域の利用の促進」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「に係る海域の利用の促進」を削り、同項第三号及び第四号中「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」を加え、同項第六号中「に係る海域の利用の促進」を削り、第二章中同条を第六条とする。  
第三章の章名を次のように改める。

第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第三十六条中「第三十二条を」第五十四条に改め、同条を第五十八条とする。

第三十五条中「第二十五条第一項又は第二項」を「第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十七條第一項」に、「者は」を「ときは」、その違反行為をした者は「に改め、同条を第五十七條とする。

第三十四条中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第三項」に改め、「国土交通大臣の」を削り、「者は」を「ときは」、その違反行為をした者は「に改め、同条を第五十六条とする。

第三十三条中「者は」を場合合には、その違反行為をした者は「に改め、同条第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十五条又は第

三十一条に、「者」を「とき」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十二条第一項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者は」を「ときは」、その違反行為をした者は「に改め、同条第二項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者も」を「ときは」、その違反行為をした者も「に改め、同条を第五十四条とする。

第三十一条中「第十七条第一項の認定」を「第二十条第一項の認定又は仮許可」に改め、「当該認定」の下に「若しくは当該仮許可」を加え、「以下」を「次条において」に改め、「いう。」の下に「若しくは当該仮許可に係る募集(次条において「設置募集」という。)を加え、「当該占用公募」を「当該公募又は当該募集」に改め、同条を第五十三条とする。  
第五章を第六章とする。  
第四章中第三十条を第五十二条とし、第二十九条を第五十一条とし、第二十八条を第五十条とする。

第二十七条中「海域の利用を促進する」を「我が国の領海及び内水の海域の利用を促進し、並びに排他的経済水域における海洋再生可能エネルギーの適正な利用に資する」に改め、同条を第四十九条とする。  
第四章を第五章とする。

第二十六条第一項中「第十条第六項」を「第十三条第六項」に、「第二十四条第九項」を「第二十八条第九項」に改め、第三章第三節中同条を第三十条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節 排他的経済水域における禁止行為

第三十一条 何人も、第三十八条第四項に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備(その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその

設置により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)及びその附属設備(海洋法に関する国際連合条約第五十八条に規定する海底電線を除く。)を設置してはならない。ただし、国又は国からその設置に係る委託を受けた者が行う場合は、この限りでない。

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定

第三十二条 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち次に掲げる基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。  
二 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと。  
三 当該区域の海洋環境の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をするときは、当該区域の状況を調査するものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境に関する情報を収集するための調査を行い、その結果を経済産業大臣に通知するとともに、公表するものとする。

ものとする。

5 経済産業大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第一項の規定による指定をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があつたときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣に対し、意見書を提出することができる。

7 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするに当たっては、当該指定をする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し次に掲げる事項を併せて定めなければならない。

一 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等  
二 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準  
三 供給価格上限額  
四 その他募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を長期的、安定的かつ効率的に実施するために必要な事項

五 次条第一項の規定による申請を募集する期間

9 経済産業大臣は、前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければなら

い。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

15 第九項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十一項中「第一項の規定による指定」とあるのは「第十四項の規定による変更」と、「当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とあるのは「同項の当該未利用区域」と読み替えるものとする。

二 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域以外の海域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備であつて電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続するためのものを設置する区域

(仮の地位を付与する処分の基準等)  
第三十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請をした者(以下この項及び第三項において「申請者」という。)に仮の地位を付与する処分(以下「仮許可」という。)をすることができ

11 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域並びに当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に定められた第八項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を公告しなければならぬ。

第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分  
第三十三条 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その設置に係る仮の地位を付与する処分を受けることができる。

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等  
五 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造  
六 工事の実施方法  
七 工事の時期  
八 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力  
九 供給価格  
十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法(当該海洋再生可能エネルギー発電設備の付近を航行する船舶及び航空機に對し注意を喚起するための措置を含む。)

一 当該申請に係る前条第三項第一号及び第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複していない場合 次に掲げる基準  
イ 供給価格が供給価格上限額以下であること  
ロ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし適切なものであること。

12 経済産業大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を解除し、又はその区域を縮小することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた前条第八項第五号に掲げる期間(その期間につき同条第十四項の規定による変更がされたときは、その変更後の期間)内に、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する計画(以下「海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画」という。)の案及び区域図の案を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項  
十二 海洋再生可能エネルギー発電事業をしないこととなつた場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法  
十三 関係漁業者その他の利害関係者との調整を行うための体制及び能力に関する事項  
十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域(政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。)に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

ハ 申請者に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。  
二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

13 経済産業大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告しなければならない。

3 前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域のうち、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域

十五 資金計画及び収支計画  
十六 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項

日から五年を経過しない者  
(2) 第四十五条第一項又は第二項の規定により仮許可又は許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者  
(3) 海洋再生可能エネルギー発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者

14 経済産業大臣は、第八項第五号に掲げる期間の満了後、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域内に第三十四条第三項に規定する仮許可区域又は第三十八条第三項に規定する許可区域でない区域(次条第一項の規定による申請が現にされている区域を除く。以下この項において「未利用区域」という。)がある場合は、当該未利用区域に定められた第八項各号に掲げる事項を変更することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域のうち、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域

十五 資金計画及び収支計画  
十六 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項

日から五年を経過しない者  
(2) 第四十五条第一項又は第二項の規定により仮許可又は許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者  
(3) 海洋再生可能エネルギー発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者

(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの

二 当該申請に係る前条第三項第一号又は第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複している場合、次に掲げる基準

イ 供給価格が供給価格上限額以下であること  
とその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から最も適切なものであること。

2 前号ロから二までに掲げる基準

ロ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとするともに、必要な条件、有効期間を除く。以下この章において同じ。を付することができる。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該仮許可を受けた者(以下「仮許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該仮許可に係る前条第三項第一号に掲げる区域及び同項第二号に掲げる区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)(以下「仮許可区域」という。)の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。  
(環境影響評価法の特例)

第三十五条 仮許可事業者(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。この条

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

及び次条第二項第三号において同じ。)が当該仮許可(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可)に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可事業者については、環境影響評価法第二章第一節の規定は、適用しない。

第四節 協議会

第三十六条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該仮許可区域を含む海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域ごとに、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。  
一 経済産業大臣及び国土交通大臣  
二 農林水産大臣

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者  
四 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める者

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の港湾管理者その他の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重

しなければならない。この場合において、当該結果と仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は区域図の案との間に相違があるときは、仮許可事業者は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は当該区域図の案について当該結果と整合的なものとなるよう必要な措置を講じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等  
(排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可)

第三十七条 仮許可事業者は、当該仮許可区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができる。

2 前項の規定による申請をしようとする仮許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第三十三条第三項の規定は、前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画について準用する。  
(許可の基準等)

第三十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。

一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し港湾法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾又

はこれと同等の機能を有する港湾として国土交通省令で定めるものを利用することが可能であること。

二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されること。

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び当該区域図が協議会において協議が調つた事項と整合的であること。

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域及びその周辺における航路の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと。

六 海洋再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、その有効期間を定めるものとするともに、必要な条件を付することができる。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、速やかに、前条第一項の規定による申請をした者にその旨を通知するとともに、当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該許可に係る同条第三項において準用する第三十三条第三項第一号及び第二号に掲げる区域(次項及び第四十四

条第五項において「許可区域」という。)の位置及び区域、当該許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4 許可事業者は、当該許可区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。

(変更の許可等)

第三十九条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を変更しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請をしようとする許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による変更の許可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る変更の許可をすることができる。

一 第三十四条第一項第一号に定める基準

二 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

5 許可事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

第六節 許可事業者の義務等 (許可事業者の義務)

第四十条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(前条第三項又は第五項の規定による変更の許可又は届出があったときは、その変更後のもの。第四十六条第二項及び第五項において同じ。)に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去をしなければならない。

(設置に関する工事の届出等)

第四十一条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事をするときは、当該工事に着手する日の三十日前までに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事が行われる海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(監督命令)

第四十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この項において「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復(次条第三項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

一 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。

二 第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(第四十四条第四項又は第四十五条第二項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。

三 第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分を除く。)、前条第一項又は次条第二十八條第三項から第十項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

第四十三条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備が設置(工事中の場合を含む。)されている場合 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止する旨

2 許可事業者は、前項第一号に掲げる場合において、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四十条の規定に違反して海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事を行った許可事業者(同条の定めるところにより当該工事を行う必要があるにもかかわらず当該工事をしない者を含む。)に対し、工作物等の撤去等を命ずることができる。

4 許可事業者が第二項の確認を受けたとき(第一項第二号に掲げる場合にあつては、同項の届出があつたとき)は、当該許可事業者に係る第三十八条第一項の許可は、その効力を失う。

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項の確認をしたときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備が撤去された海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

6 第二十八條第三項から第十項までの規定は、第三項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

第七節 雑則 (地位の承継)

第四十四条 次に掲げる者であつて、仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その地位の承継の認可を受けなければならない。

一 仮許可事業者又は許可事業者の一般承継人

二 許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備(当該許可事業者が第三十八条第一項の許可を受けたものに限る。第三項第二号において同じ。)に関する所有権その他の権利を取得した者

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(仮許可事業者の一般承継人

にあつては、その案を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る認可をすることができる。

一 当該申請をした者(次号及び第五項において「申請者」という。)が仮許可事業者の一般承継人である場合 第三十四条第一項第一号に定める基準

二 申請者が許可事業者の一般承継人又は許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備に関する所有権その他の権利を取得した者である場合 前号に定める基準及び第三十八条第一項各号に掲げる基準

4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可について、第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により定められた有効期間(この項の規定により変更されたもの又は次条第一項若しくは第二項の規定により短縮されたものを含む。)を変更し、又は第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項の規定により付した条件(この項又は次条第一項若しくは第二項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。)を取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の認可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該認可を受けた者の氏名又は名称、当該認可をした承継に係る仮許可区域又は許可区域の位置及び区域、当該認可をした承継に係る仮許可又は第三十八条第一項

許可の有効期間(前項の規定により有効期間を変更した場合にあつては、その変更後のもの)その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

6 第一項各号に掲げる者は、第三項の認可をされたときに限り、当該認可に係る仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継する。(仮許可又は許可の取消し等)

第四十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、仮許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 偽りその他不正な手段により仮許可を受けたとき。

二 第三十四条第一項第一号又は二(2)を除く。に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三 第三十四条第二項の規定により仮許可に付された条件(前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。

四 第三十六条第四項の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 第三十四条第一項第一号又は二(2)を除く。に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第三十六条第四項、第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条又は第四十一条第一項の規定に違反したとき。

三 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。

四 第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(前条第四項又はこの項の規

定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。

5 正当な理由がないのに、当該許可を受けた日から起算して経済産業省令・国土交通省令で定める期間内に海洋再生可能エネルギー発電事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前二項の規定により仮許可又は許可を取り消したときは、その旨を公示し、これらの規定により仮許可又は許可の有効期間を短縮したときは、短縮後の有効期間を公表しなければならない。(旧許可事業者等の撤去義務等)

第四十六条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者(以下この条において「旧許可事業者等」という。)は、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分に限る。)、第四十三条第三項及び第六項並びに次条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第六項の確認を受けるまでの間は、なお許可事業者とみなす。

一 許可事業者が第三十八条第一項の許可の有効期間が満了するまでの間に第四十三条第二項の確認を受けなかった場合 当該許可事業者であつた者

二 許可事業者が前条第二項の規定により許可を取り消された場合 当該許可事業者であつた者

三 許可事業者が解散した場合において第四十条第六項の規定による承継がなかったとき 清算人又は破産管財人

四 許可事業者が死亡した場合において相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により許可事業者が有していた地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者が第四十四条第六項の規定による承継をしなかつたとき 当該相続人

五 許可事業者が死亡した場合において相続人のあることが明らかでないとき 相続人に代わつて相続財産を管理する者

2 前項の場合において、旧許可事業者等は、その海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載された第三十七条第三項において準用する第三十三条第三項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の許可の申請があつたときは、第三十四条第一項第一号イ(第三十二条第八項第四号に係る部分に限る。)、及び第三十八条第一項各号(第一号を除く。に)に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。

4 旧許可事業者等は、第二項ただし書の規定により経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

5 前三項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の変更があつた場合における第一項の規定によりみなして適用される第四十条の規定の適用については、同条中「前条第三項又は第五項」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項」と、「第四十六条第二項及び第五項」とあるのは「同条第二項及び第五項」とする。

6 旧許可事業者等は、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければ

ばならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第四十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国際約束の誠実な履行)

第四十八条 この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。

第二十五条の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「この法律」を「この章の規定」に、「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第二項中「この法律」を「この章の規定」に改め、同条第三項中「規定による」を「規定により」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十四条第一項第三号を削り、同項第二号中「第十條第一項」を「第十三條第五項の規定により」に、「付した条件」を「付された条件(次項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 偽りその他不正な手段により第十三條第一項の許可を受けた者

第二十四条第一項第四号中「第十二條」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に、「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第二十八條とし、第二十三條を第二十七條とする。

第三章第三節を同章第四節とする。  
第二十二條第一項中「第十四條第三項第一号」を「第十七條第三項第一号」に、「第十七條第一項又は第十八條第一項」を「第二十條第一項又は第二十一條第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 港湾法第三十八條の第二項の規定は、選定事業者が第十七條第三項第二号に掲げる事項が定められた認定公募占用計画に従って同号に規定する行為をする場合については、適用しない。  
第三章第二節中第二十二條を第二十六條とする。

第二十一條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。  
二 選定事業者が第二十二條第一項の規定に違反したとき。

第二十一條第三項中「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第二十四條とし、同条の次に次の一条を加える。  
(環境影響評価法の特例)  
第二十五條 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法平成九年法律第八十一號第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項	前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。)第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第十五條	第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見 第六条第一項の地域	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見 整備法第十一条第六項の地域
第二十一條第一項 第一号	同条	第十一条
第二十八條、第二十九條第一項及び第三十條第一項	第七條	第十六條
第二十八條	第五條から	第十一條から

第二十条を第二十三條とする。  
第十九條第一項中「第十七條第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第十條第一項」を「第十三條第一項」に、「第二十一條第三項」を「第二十四條第三項」に改め、同条第三項中「第七條第二項」を「第二十条第二項」に、「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第二十二條とする。  
第十八條第二項第一号中「第十五條第一項第一号」を「第十八條第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条第四項中「その旨」を「当該変更の内容」に改め、同条を第二十一條とし、第十七條を第二十条とし、第十六條を第十九條とする。  
第十五條第一項第二号中「第十條第二項」を「第十三條第二項」に改め、同条第二項中「第十三條第

二項第十五号」を「第十六條第二項第十五号」に改め、同条第四項中「あらかじめ」を削り、「いう」の下に「。第三十六條第五項において同じ」を加え、「前条第三項第一号に掲げる事項については」を削り、同条を第十八條とする。  
第十四條第二項第四号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」の下に「(第三十二條第八項第一号及び第三十三條第三項第四号において「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)」を加え、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。  
十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域(政令で定めるその上空及び海底の区域を

含む。に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

第十四条第三項第二号中「又は第四項」を削り、同条を第十七条とする。

第十三条第二項第一号中「単に」を削り、同項第七号中「次条第二項第九号及び第十五条第一項第一号において」及び「第六項及び同号において」を「以下」に改め、同項第八号及び第九号中「第十六条」を「第十九条」に改め、「単に」を削り、同項第十三号中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中、「あらかじめ」を削り、同条第八項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「促進法」を「整備法」に、「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十三条第二項第十号」を「第十六条第二項第十号」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十五条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同条を第十六条とする。

第三章第二節を同章第三節とする。  
第三章第一節中第十二条を第十五条とし、第九条から第十一条までを三条ずつ繰り下げる。  
第八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境(以下この号及び第四項において「海洋環境等」という。)の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。  
第八条第二項中「、あらかじめ」を削り、同条第七項中「変更する」を「縮小する」に改め、同項後段を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「その旨及び」を削り、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「の位置及び区域」

を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、「次条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国土交通大臣」の下に「対し、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「国土交通大臣」の下に「前項の規定による通知に係る区域について」を加え、「、あらかじめ」を削り、「その旨」を「当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域」に、「公告から」を「公告の日から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。  
3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。  
4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、次条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査(海洋環境等に関する調査をいう。以下この項及び同条において同じ。)の項目ごとに、当該海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。  
第八条に次の一項を加える。  
10 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告しなければならない。  
第八条を第十号とし、同条の次に次の一条を加える。  
(海洋環境等調査方法書の作成等)  
第十一条 環境大臣は、海洋環境等調査を行う

とするときは、次に掲げる事項を記載した海洋環境等調査方法書を作成するものとする。  
一 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況  
二 海洋環境等調査に係る海洋再生可能エネルギー源  
三 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由  
四 その他環境省令で定める事項

環境大臣は、海洋環境等調査の方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及び手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見(以下この条において「環境保全意見」という。)を求め、環境省令で定めるところにより、海洋環境等調査方法書の案を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告するとともに、当該海洋環境等調査方法書の案を、当該公告の日から一月間(次項及び第四項において「縦覧等期間」という。)、公衆の縦覧に供し、かつ、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、縦覧等期間満了の日までに、海洋環境等調査方法書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。  
4 海洋環境等調査方法書の案についての環境保全意見の表明は、第二項の規定による公告の日から縦覧等期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、意見書を提出することによりしなければならない。  
5 環境大臣は、前項の規定による環境保全意見の表明があったときは、これに配意しなければならない。  
6 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、環境省令で定めるところにより、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実

施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)に対し、環境保全意見を求めるものとする。この場合において、第四項の規定による環境保全意見の表明があったときは、同項の期間満了後、当該都道府県知事及び市町村長に対し、その意見書の写しを送付するものとする。  
7 環境大臣は、前項前段の規定による環境保全意見の表明があったときは、これを勘案しなければならない。  
8 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴くものとする。  
9 環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査方法書並びに第四項又は第七項の規定による環境保全意見の表明があった場合にあっては、当該環境保全意見及びこれについての環境大臣の見解をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
10 環境大臣は、第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議するものとする。  
第三章第一節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 総則  
(関係地方公共団体の責務)  
第七条 関係地方公共団体は、基本理念のつとて、第四条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。  
(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務)  
第八条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う

令和七年四月十一日 参議院会議録第十二号 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

令和七年四月十一日 参議院會議録第十二号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

投票者氏名

者は、第五条に定めるもののほか、関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第九条 国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二条第五項、第十条（第九項及び第十項を除く。）、第十一条及び第二十五条の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項の規定により指定される区域（施行日前にこの法律による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下この条及び次条において「旧法」という。）第八条第二項の規定による調査が開始された区域で、この法律の施行の際同条第一項の規定による指定がされていないもの（以下この条において「特定区域」という。）を除く。）について適用し、施行日前に旧法第八条第一項の規定により指定された区域（特定区域を含む。）に係る指定の基準及び海洋環境（当該区域の周辺の海岸及びその近傍

の土地の環境を含む。）に関する調査については、なお従前の例による。

（公募占用計画に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第十四条第一項の規定により公募に応じた選定事業者となろうとする者が公募占用計画を提出した場合において、この法律の施行の際、まだその公募占用計画に係る選定事業者の選定がされていないときは、当該選定事業者の選定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の規定により選定されている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により選定される選定事業者に係る公募占用計画の認定及び変更並びに認定に基づく地位の承継については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（港湾法の一部改正）

第六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

第五十五条の二第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項若しくは第三十八条第一項」に改める。

第五十六条の三第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第七條 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改め、同条第五項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第八條 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五條の二十五の見出しを「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改め、同条第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第三項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第三項」に改める。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第九條 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

投票者氏名

日程第一 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	生稲 晃子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	太田 房江君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君
北村 経夫君	こやり隆史君
小林 一大君	古庄 玄知君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	櫻井 充君
山東 昭子君	清水 真人君
自見はなこ君	白坂 亜紀君
進藤金日子君	末松 信介君
田中 昌史君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	友納 理緒君
豊田 俊郎君	中曽根弘文君
中田 宏君	中西 祐介君



松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 慎一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君
松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	梅村みずほ君	石井 苗子君	浅田 均君	若松 謙維君	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君	平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	川田 龍平君	鬼木 誠君

上野 通子君	今井絵理子君	磯崎 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	浅尾慶一郎君	有村 治子君	生稲 晃子君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	猪口 邦子君	岩本 剛人君	白井 正一君
齋藤健一君	伊波 洋一君	木村 英子君	山添 拓君	仁比 聡平君	小池 晃君	吉良よし子君	岩渕 友君	井上 哲土君	井上 哲土君	伊藤 岳君	紙 智子君	倉林 明子君	大門実紀史君	山下 芳生君	大島九州男君	天島 大輔君	山本 太郎君	高良 鉄美君	浜田 聡君	齊藤健一君

日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
賛成者氏名 二一九名

三宅 伸君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 真也君	藤井 一博君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	田中 昌史君	進藤金日子君	自見はなこ君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	上月 良祐君	小林 一大君	北村 経夫君	片山さつき君	加藤 明良君	岡田 直樹君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	小川 克巳君	江島 潔君
宮崎 雅夫君	三原しゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	福岡 資麿君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曾根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	高橋 克法君	末松 信介君	白坂 亜紀君	清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	古庄 玄知君	こやり隆史君	神谷 政幸君	梶原 大介君	加田 裕之君	太田 房江君	越智 俊之君	小野田紀美君	衛藤 晟一君

竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	川田 龍平君	鬼木 誠君	大椿ゆうこ君	石橋 通宏君	石垣のりこ君	渡辺 猛之君	和田 政宗君	吉井 章君	山本佐知子君	山本 順三君	山田 啓介君	山田 宏君	山下 雄平君	森 まさこ君	宮本 周司君
谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 慎一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君	山本 順三君	山田 啓介君	山田 宏君	山下 雄平君	森屋 宏君	宮本 周司君

令和七年四月十一日 参議院會議録第十二号 投票者氏名

<p>反対者氏名</p> <p>井上 哲士君 岩淵 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 木村 英子君 船後 靖彦君 伊波 洋一君</p>	<p>一八名</p> <p>伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 天島 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君</p>
<p>野上浩太郎君 長峯 誠君 中西 祐介君 中曾根弘文君 友納 理緒君 鶴保 庸介君 武見 敬三君 滝見 求君 高橋 克法君 末松 信介君 白坂 亜紀君 清水 真人君 酒井 庸行君 佐藤 信秋君 上月 良祐君 小林 一大君 北村 経夫君 片山さつき君 加藤 明良君 岡田 直樹君 大家 敏志君 尾辻 秀久君 小川 克巳君 江島 潔君 上野 通子君 今井絵理子君 磯崎 仁彦君 石井 正弘君 石井 準一君 井上 義行君 朝日健太郎君 赤松 健君 青山 繁晴君 阿達 雅志君</p>	<p>二三五名</p> <p>青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 太田 房江君 加田 裕之君 梶原 大介君 神谷 政幸君 こやり隆史君 古庄 玄知君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 櫻井 充君 自見はなこ君 進藤金日子君 田中 昌史君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君</p>
<p>牧山ひろえ君 福島みずほ君 羽田 次郎君 徳永 エリ君 高木 真理君 田島麻衣子君 柴 慎一君 斎藤 嘉隆君 古賀 千景君 熊谷 裕人君 木戸口英司君 勝部 賢志君 奥村 政佳君 小沼 巧君 打越さく良君 石川 大我君 青木 愛君 若林 洋平君 吉川ゆうみ君 山本 順三君 山本 啓介君 山田 宏君 山田 太郎君 森屋 宏君 宮本 周司君 宮崎 雅夫君 三原じゅん子君 松山 政司君 松下 新平君 松野たかお君 本田 顕子君 星 北斗君 船橋 利実君 藤川 政人君 藤川 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之土君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君</p>	<p>長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之土君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君</p>
<p>山添 拓君 仁比 聡平君 小池 晃君 吉良よし子君 岩淵 友君 井上 哲士君 浜野 喜史君 芳賀 道也君 竹詰 仁君 榎葉賀津也君 上田 清司君 伊藤 孝恵君 柳ヶ瀬裕文君 松沢 成文君 中条きよし君 柴田 巧君 金子 道仁君 嘉田由紀子君 猪瀬 直樹君 石井 章君 青島 健太君 横山 信一君 山口那津男君 矢倉 克夫君 三浦 信祐君 西田 実仁君 谷合 正明君 竹内 真二君 高橋 次郎君 下野 六太君 里見 隆治君 窪田 哲也君 窪田 勇君 上田 眞也君 伊藤 孝江君 吉川 沙織君 森屋 隆君 村田 享子君 水岡 俊一君</p>	<p>水岡 俊一君 村田 享子君 森本 眞治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 梅村みずほ君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 磯崎 哲史君 川合 孝典君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 舟山 康江君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君</p>

反対者氏名

神谷 宗幣君

一名

木村 英子君  
船後 靖彦君  
伊波 洋一君  
齊藤健一郎君  
大野 泰正君  
寺田 静君  
長浜 博行君  
宮口 治子君  
天畠 大輔君  
山本 太郎君  
高良 鉄美君  
浜田 聡君  
鈴木 宗男君  
ながえ孝子君  
平山佐知子君